

つたえる予防ひるば

今回は、住宅、マンション、スーパーマーケットなど、建物が新しく建築されるとき審査事務について紹介します。

建築行政と消防行政

一般の住宅、マンション、スーパーマーケットなど建物を新しく建てる時は、自治体や民間の確認検査機関(以下、「建築行政」という。)の許可や確認申請が必要になります。

この時、建築行政から消防長又は消防署長に対して新しく建てる建物が防火上支障がないか消防同意が求められます。

消防同意は、新しく建てる建物の大きさ、使い方(用途)、利用者数(収容人員)などによって、必要となる消防用設備(消火器や誘導灯など)や火気使用について審査し、「防火上支障がないと認める」場合、建築行政の許可に対して同意するものです。

審査は的確に

私たちは、建物が完成して皆さんが利用する時に、より安全により安心していただけるよう、法律書と執務資料とにらめっこしながら消防同意の審査をしています。

消防法は、社会的に大きな影響がある火災が起きた場合に改正されることが多く、最近では社会福祉施設の火災や個室ビデオ店の火災が起きて頻りに法改正されてきました。

これらの法改正は、これまでの大きな建物に対して消防用設備を

強化してきたのに対して、比較的小さな建物に対して消防用設備の設置を強化するというものでした。

このように消防同意の審査は、時代の変化や社会情勢に合わせて刻一刻と変化するため、法律と執務資料をしっかりと理解し、的確に判断していく必要があります。



大きな建物は大変です

大きな建物を新しく建てる場合、主に予防行政に専属で関わっている消防本部の職員が審査しています。

大きな建物は、建物の広さや階数が増えるので、膨大な申請書類を審査しなければならないため大変です。

また、過去に大きな建物で起きた火災によって多くの尊い命が失われたこともあるので、必要な消防用設備の種類も多くなります。

こういった建物は、消防用設備の規制が厳しいのですが、建物の構造や内装によって、ある程度火災に耐えられる場合、消防用設備の規制を緩和することもできるため、審査は複雑です。

現場の職員も審査します

消防同意の審査は、予防行政に専属で関わっている消防本部の職員だけでなく、消防車や救急車で現場活動をしている職員も行います。

現場の職員は、比較的規模が小さな建物の審査を行いますが、最近の消防法改正で、小さな建物への規制が一部で厳しくなってきたため、現場の職員は、災害出動や訓練の合間に、法律書や執務資料を読み勉強しています。



「安全」はみんなで築くもの

消防同意の審査は、建築物の防火防止や火災が発生しても被害が広がることなく、利用する皆さんが安全に避難できるかを判断しています。つまり、最低限の「安全」であって、皆さん一人ひとりの火災を起こさない心がけで、建物は「安全」にも「危険」にもなります。

私たち消防と皆さんが共に手を取り合って、初めて本当の「安全」が築けるものと思います。

消防豆知識 ～消防法を改正させた火災～

昭和47年(1972年)の千日デパート火災(大阪府大阪市)、昭和48年(1973年)の大洋デパート火災(熊本県熊本市)、平成13年(2001年)の明星ビル火災(東京都新宿区)など、これまで消防法を大きく改正するきっかけとなった火災がいくつもありました。

実は、本組合管内でも消防法改正に影響した火災があったのをご存じでしょうか。

昭和44年(1969年)2月5日、郡山市熱海町で発生した磐梯熱海温泉磐光ホテル火災です。

この火災は、金粉ショーの舞台上でたいまつが幕類へ着火し、燃え広がったことで死者30人を超える大惨事となりました。

この火災により、カーテン、暗幕、どん帳などが防災対象物品として指定されました。

